平成２５年（フ）第１４７２号
神奈川県藤沢市菖蒲沢634番地の１　いすゞビューライド湘南810号
破産者　山口　　剛
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０７号
横浜市港北区綱島東１丁目12番24号　コスモ綱島301号室
破産者　清水　真二
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
長野県上田市材木町２丁目７番11号　エステートミヤ106号
破産者　渡邉　　勉
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６５号
長野県千曲市大字桜堂151番地２
破産者　宮原　　清
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７９９号
京都府木津川市相楽大仙堂105番地
破産者　山嵜　　進
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
香川県観音寺市観音寺町甲3105番地２
破産者　植田　幸男
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１９１号
愛知県一宮市西五城字下須賀34番地１
破産者　今井　雅夫
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３８号
北九州市小倉北区井堀３丁目16番17号
破産者　文化印刷株式会社
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９５１号
名古屋市千種区井上町５番地
破産者　野村商事株式会社
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１８号
愛知県清須市西田中蓮池158番地
破産者　株式会社福田屋
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
最後の住所京都府福知山市字内記79番地の６シャーメゾン内記102号
破産者　亡岩﨑誠人相続財産
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２１０４号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番24号
破産者　有限会社ケイ・エム・スチール
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２６３号
大阪府東大阪市長田西１丁目５番11号
破産者　有限会社ハマ工芸
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３２号
大阪市中央区平野町２丁目６番13号　平野町ラガービル
破産者　有限会社ボスコ
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３０号
大阪市平野区加美北８丁目11番27号
破産者　大阪印刷株式会社
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３１号
大阪市中央区平野町２丁目５番14号
破産者　株式会社ＲＵＮ　ＷＡＹ
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
東京都八王子市下恩方町492番地30
破産者　松本　英治
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―25―508
破産者　白崎　良成
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７４号
兵庫県西宮市仁川町６丁目11番34号
破産者　被相続人亡原口一美の相続財産
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係